

市役所における障害者雇用の状況について

1 本市の障害者雇用の現状について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、地方公共団体に求められている障害者の法定雇用率 2.8%に対し、令和 7 年 6 月 1 日時点での本市の障害者雇用率は 3.02%と、法定雇用率を上回る結果となりました。令和 8 年 7 月には法定雇用率が 3.0%に引き上げられることから、継続して注力が求められています。

【鎌倉市の障害者雇用率推移】

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
本市雇用率(%)	2.56	2.93	3.14	2.86	2.3	<u>3.02%</u>
法定雇用率(%)	2.5	2.6	2.6	2.6	2.8	2.8

2 会計年度障害者事務補助職員の各部局への配置について

令和 7 年 6 月 1 日付けで 9 名を採用し、各部局へそれぞれ 1 名ずつ配置しました。

各部局等によって状況が異なるため、総務担当課付けとすることで、部内で都度担ってもらいたい業務に従事してもらい、特定の課の業務に専属で従事してもらいなど、現場に適した形で柔軟に対応できるように配置を行いました。

3 職員の定着に向けたサポートについて

配置した職員が職場に定着できるよう、相談・支援体制を整えました。

- ▶ 定期的な職員の定着状況確認、体調面で不調があった場合の本人・職場からの相談
⇒職員課
- ▶ 職場が業務の切り出しで困った際
⇒障害福祉課（ワークステーション）
- ▶ 本人が業務や職場に慣れるまでの間、専門の支援員による支援を望む場合
⇒鎌倉市障害者二千人雇用センター

※上記の他、就労支援事業所を利用している方は、事業所による面談が実施される場合もあります